

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 第 29 回公文書管理部会				
事務局 (担当課)		総務局情報公開課 電話 042 - 769 - 8210 (直通)				
開催日時		令和 3 年 3 月 5 日 (金) ~ 令和 3 年 3 月 10 日 (水)				
開催場所		(書面会議)				
出席者	委員	6 人 (別紙のとおり)				
	その他	0 人				
	事務局	4 人 (情報公開課長、同総括副主幹、他 2 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		書面会議のため				
会議次第		<p>(審議を書面で行った理由)</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面により委員の意見・賛否を求め、回答を得ることにより会議の開催に代えることとした。</p> <p>議題</p> <p>(1) 諮問事案に係る調査審議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度末に保存期間が満了する公文書の保存期間の延長について ・令和元年度末に保存期間が満了するとしていた公文書の保存期間の延長について ・令和 2 年度末に保存期間が満了する公文書の廃棄について ・適正な公文書の作成・管理への取組について 				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり

1 諮問事案に係る調査審議について

(1) 諮問事案に係る調査審議及び答申について

- ・令和2年度末に保存期間が満了する公文書の保存期間の延長について
- ・令和元年度末に保存期間が満了するとしていた公文書の保存期間の延長について
- ・令和2年度末に保存期間が満了する公文書の廃棄について
- ・適正な公文書の作成・管理への取組について

実施機関からの諮問について調査審議を行った。

審議の結果、諮問の内容を相当とする答申を行った。

答申の内容は別添資料のとおり。

2 その他

調査審議の結果については、情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会規則第6条第8項に基づき、公文書管理部会長から後日開催される情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会において報告することとした。

以上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
第29回公文書管理部会 出席者名簿
(令和3年3月5日～令和3年3月10日開催)

	氏名	所属等	備考	出欠席
1	土田 伸也	中央大学大学院法務研究科教授	部会長	出席
2	清水 善仁	中央大学文学部准教授	副部会長	出席
3	岩谷 房雄	相模原商工会議所1号議員		出席
4	落合 洋一	公募委員		出席
5	坂口 貴弘	創価大学創価教育研究所講師		出席
6	下重 直樹	学習院大学大学院人文科学研究科 准教授		出席

公審議第75号
令和3年3月9日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
会長 牛 嶋 仁

公文書の保存期間の延長について（答申）

令和3年1月8日付けF No. 0・4・5で諮問のありました、令和2年度に保存期間が満了する公文書の保存期間及び保存期間の満了する日の延長については、公文書管理部会における審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

以 上

公審議第76号
令和3年3月9日

相模原市長教育委員会
教育長 鈴木 英之 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
会長 牛 嶋 仁

公文書の保存期間の延長について（答申）

令和3年1月13日付けF No. 0・4・5で諮問のありました、令和2年度に保存期間が満了する公文書の保存期間及び保存期間の満了する日の延長については、公文書管理部会における審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

以 上

公審議第77号
令和3年3月9日

相模原市代表監査委員 彦 根 啓 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
会長 牛 嶋 仁

公文書の保存期間の延長について（答申）

令和3年1月7日付けF No. 0・4・5で諮問のありました、令和2年度に保存期間が満了する公文書の保存期間及び保存期間の満了する日の延長については、公文書管理部会における審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

以 上

公審議第78号
令和3年3月9日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
会長 牛 嶋 仁

公文書の廃棄について（答申）

令和3年1月8日付けF No. 0・4・5で諮問のありました、令和2年度に保存期間が満了する公文書の廃棄については、公文書管理部会における審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、歴史的公文書の選別に当たっては、相模原市公文書管理条例に基づき、市政や市民生活にとっての重要性や社会的背景を勘案した上、公正で客観的に行われたい。併せて文書の内容と公文書科目表を照らし合わせて、適切な保存年限を設定すること。

また、市民等が内容を推測しにくい簿冊名称が散見されたため、公文書管理規程を踏まえて、必要に応じ説明を加えるなど、簿冊名称の記載内容を工夫されたい。

加えて、作成した公文書を保存する簿冊の登録誤り等が散見されたため、適正な簿冊管理について徹底されたい。

以 上

公審議第79号
令和3年3月9日

相模原市教育委員会
教育長 鈴木英之 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
会長 牛嶋 仁

公文書の廃棄について（答申）

令和3年1月13日付けF No. 0・4・5で諮問のありました、令和2年度に保存期間が満了する公文書の廃棄については、公文書管理部会における審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、市民等が内容を推測しにくい簿冊名称が散見されたため、必要に応じ説明を加えるなど、簿冊名称の記載内容を工夫されたい。

以 上

公審議第80号
令和3年3月9日

相模原市選挙管理委員会
委員長 岸 浪 孝 志 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
会長 牛 嶋 仁

公文書の廃棄について（答申）

令和3年1月8日付けF No. 0・4・5で諮問のありました、令和2年度に保存期間が満了する公文書の廃棄については、公文書管理部会における審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

以 上

公審議第81号
令和3年3月9日

相模原市人事委員会
委員長 谷口隆良 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
会長 牛嶋 仁

公文書の廃棄について（答申）

令和3年1月13日付けF No. 0・4・5で諮問のありました、令和2年度に保存期間が満了する公文書の廃棄については、公文書管理部会における審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

以 上

公審議第82号
令和3年3月9日

相模原市代表監査委員 彦 根 啓 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
会長 牛 嶋 仁

公文書の廃棄について（答申）

令和3年1月7日付けF No. 0・4・5で諮問のありました、令和2年度に保存期間が満了する公文書の廃棄については、公文書管理部会における審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

以 上

公審議第83号
令和3年3月9日

相模原市農業委員会

会長 八木 健 一 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会

会長 牛 嶋 仁

公文書の廃棄について（答申）

令和3年1月15日付けF No. 0・4・5で諮問のありました、令和2年度に保存期間が満了する公文書の廃棄については、公文書管理部会における審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

以 上

公審議第84号
令和3年3月9日

相模原市固定資産評価審査委員会
委員長 鈴木 憲 一 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
会長 牛 嶋 仁

公文書の廃棄について（答申）

令和3年1月4日付けF No. 0・4・5で諮問のありました、令和2年度に保存期間が満了する公文書の廃棄については、公文書管理部会における審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

以 上

公審議第 8 5 号
令和 3 年 3 月 9 日

相模原市議会議長 中 村 昌 治 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
会長 牛 嶋 仁

公文書の廃棄について（答申）

令和 3 年 1 月 1 5 日付け F No. 0・4・5 で諮問のありました、令和 2 年度に保存期間が満了する公文書の廃棄については、公文書管理部会における審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、歴史的公文書の選別に当たっては、相模原市公文書管理条例に基づき、市政や市民生活にとっての重要性や社会的背景を勘案した上、公正で客観的に行われたい。

以 上

公審議第86号
令和3年3月9日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
会長 牛 嶋 仁

適正な公文書の作成・管理への取組について（答申）

令和3年2月9日付けF No. 0・4・5で諮問のありました、適正な公文書の作成・管理への取組については、公文書管理部会における審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、実施に当たりましては、以下の点に取り組むよう付言します。

- 1 公文書監理官の独立性の確保に努めること。
- 2 職員による自己点検の実施等に当たっては、職員への過度な負担とならないよう、実施方法を十分に検討すること。
- 3 「適正な公文書の作成・管理」への取組の内容は、他の地方自治体においても類似の事例がないことを踏まえ、一定の期間実施した後、検証を行い、必要に応じて制度の見直しを図ること。その際には、当審議会の意見を聴くこと。

以 上